

1-2 国の介護人材確保対策における介護ロボット等の活用

(1) 国の介護人材確保対策

国は、「介護職員の処遇改善」や「中高年齢者等の介護未経験者に対する専門的研修」「介護ロボット・ICT等テクノロジーの活用促進」「外国人材の受け入れ環境の整備」など、介護人材確保のために様々な取り組みを実施しています。

令和3年度は、「福祉系高校に通う学生に対する返済免除付きの修学資金の貸付」や「副業・兼業等の多様な働き方モデル事業」などの取り組みを新たに実施し、総合的な介護人材確保対策を進めていくこととしています(図6)。

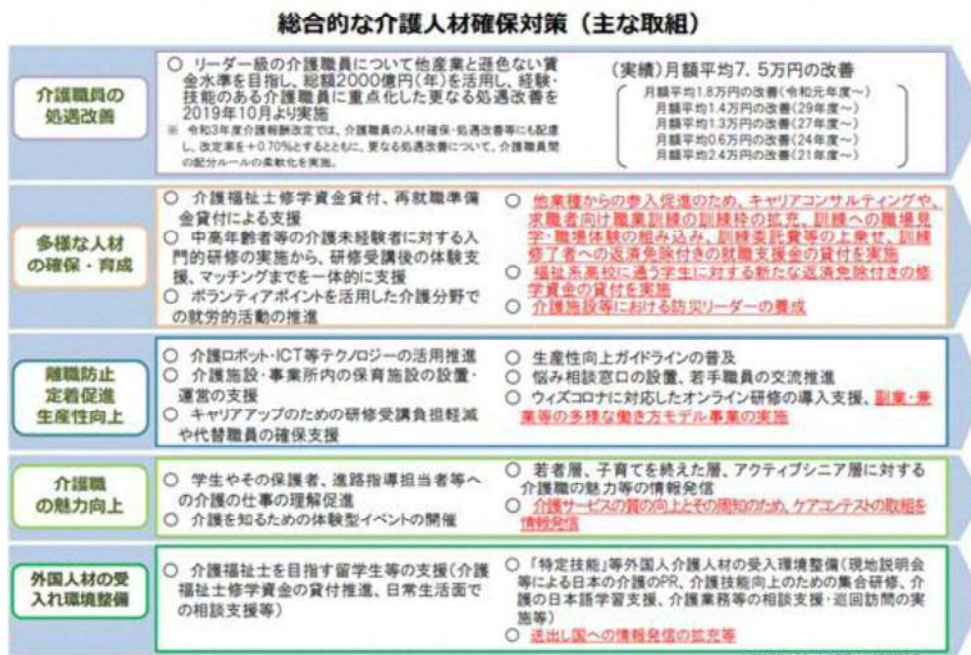


図6. 総合的な介護人材確保対策²

2 厚生労働省報道発表資料「第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について」より転載
(<https://www.mhlw.go.jp/content/12004000/000804131.pdf>)

(2) 介護ロボット等の導入・活用のための支援策

厚生労働省は経済産業省とともに、「ロボット技術の介護利用における重点分野」の6分野13項目を定め(図7)、介護ロボット等を利用者の自立支援や介助者の負担軽減を図るために重要なものとして、介護関係者向けの様々な支援策を推進しています(図8)。その支援策は介護保険制度の介護報酬での評価、補助金・助成金、税制措置、金融支援など多岐に渡ります。



図7. ロボット技術の介護利用における重点分野

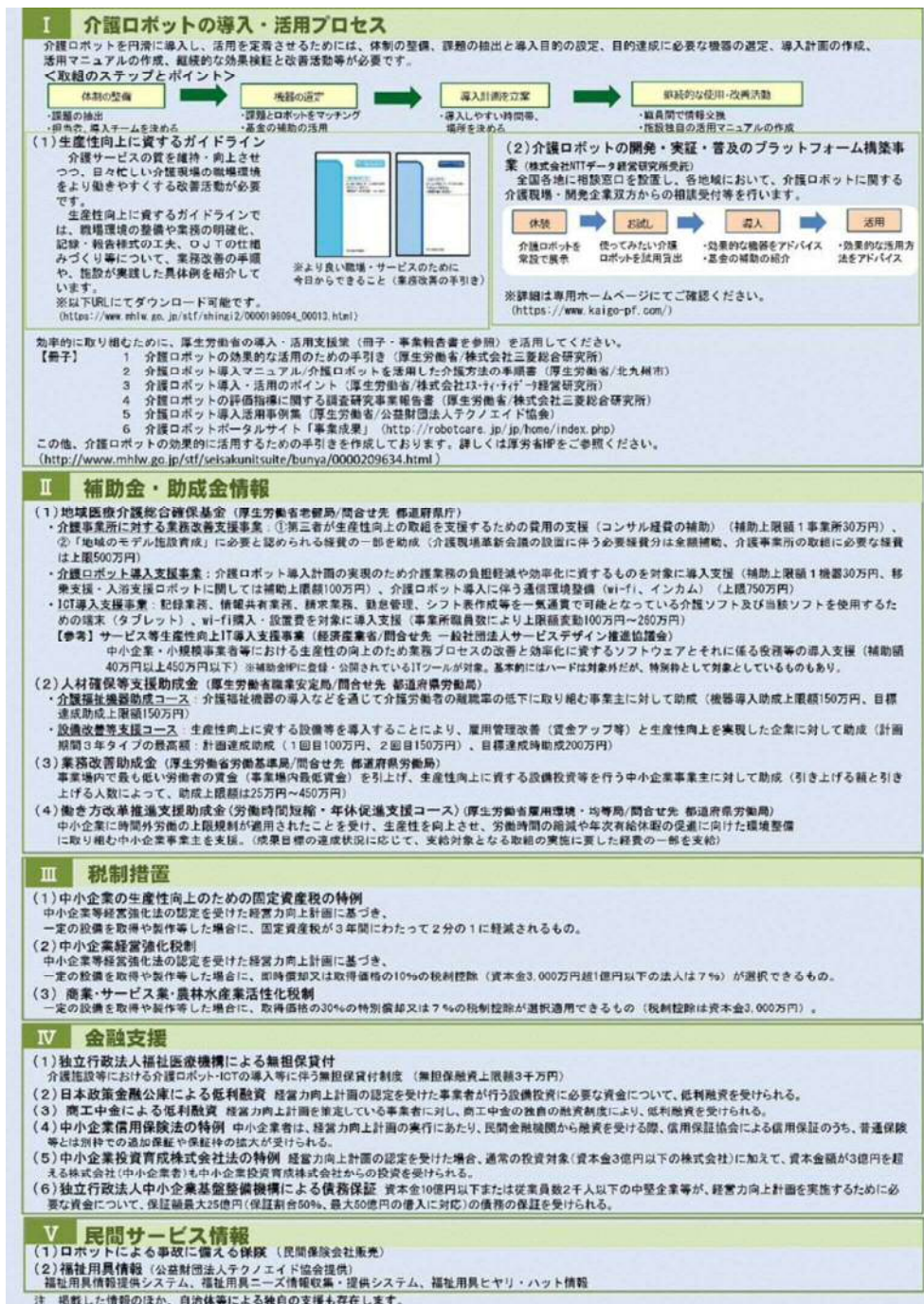


図 8. 国の介護関係者向け支援策³

³ 厚生労働省ホームページ掲載資料「介護ロボットの導入・活用支援策のご紹介～介護関係者の皆様向けリーフレット～（令和2年7月30日更新）」から転載
(<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000654358.pdf>)